

公売保証金振込通知書

割
印

金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所

割
印

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。

また、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。

なお、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにしてください。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書は、入札または買受申込みを行う**公売財産ごとに、それぞれ作成**してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者または買受申込者でなければなりません。
※公売保証金振込者と入札者または買受申込者とが異なる場合は、入札または買受申込みが無効となります。
- 3 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
※執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札または買受申込みができませんので、振込みは、必ず「電信」扱いとしてください。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消しまたは変更ができませんので、注意してください。
※誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、別添の「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
※公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。